





## (保険部保険管理課)

**第二百九十三条の十五** 保険部保険管理課においては、次の事務をつかさどる。

一 政府の管掌する健康保険事業を行うこと。

二 市町村が処理する政府の管掌する健康保険事業の実施に関する事務に関すること。

三 政府の管掌する健康保険の保健事業及び福祉事業に関する事務に関すること。ただし、総務部会計課の主管に属するものを除く。

四 厚生年金保険事業のうち、被保険者の資格、標準報酬及び保険料の徴収に関する事務（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金の徴収に関する事務を含む。）に関すること。

五 前各号に規定する事務に関し、管轄区域内の社会保険事務所の事務についての指導監督に関すること。

六 健康保険組合の指導監督に関すること。

七 社会保険診療報酬支払基金の指導監督（老人保健関係業務、退職者医療関係業務及び介護保険関係業務に関する指導監督を除く。）に関すること。

2 大阪社会保険事務局につては、前項に定めるものほか、第二百九十三条の十七の事務をつかさどる。（保険部保険医療課）

**第二百九十三条の十六** 保険部保険医療課においては、次の事務をつかさどる。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）及び老人保健法の施行に関する監督（地方社会保険事務局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。

二 保険医療機関、保険薬局、特定承認保険医療機関、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他の医療保険事業の療養担当者に対する指導監督（老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る指定老人訪問看護に関する指導監督の実施を含む。）に関すること。

三 保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し、特定承認保険医療機関の承認及び承認の取消し、保険医及び保険薬剤師の登録及び登録の取消し並びに指定訪問看護事業者の指定及び指定の取消しに関すること。

四 地方社会保険医療協議会に関すること。（保険部船員保険課）

**第二百九十三条の十七** 保険部船員保険課においては、次の事務をつかさどる。

一 船員保険事業を行うこと。

二 船員保険の福祉事業に関する事務（ただし、総務部保険管理課の主管に属するものを除く。）（年金部年金管理課）

三百九十三条の十八 年金部年金管理課においては、次の事務をつかさどる。

一 厚生年金保険事業を行うこと。ただし、保険部保険管理課の主管に属するものを除く。

二 国民年金事業のうち、年金たる給付に関する事務に関する事務に関すること。

三 前二号に規定する事務に関する事務に掲げるもののほか、管轄区域内の社会保険事務所の事務についての指導監督に関すること。

四 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第三十二条第三項において準用する国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第十六条に規定する給付を受ける権利の裁定（老齢福祉年金に係るものに限る。）に関すること。

五 厚生年金基金及び国民年金基金の指導監督に関すること。

六 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第二十条第一項の規定による委託を受けた者の指導監督に関すること。

## (年金部年金調整課)

**第二百九十三条の十九** 年金部年金調整課においては、次の事務をつかさどる。

一 国民年金事業を行うこと。ただし、年金部年金管理課の主管に属するものを除く。

二 市町村（特別区を含む。）が処理する国民年金事業の実施に関する事務に関すること。

三 前二号に規定する事務に関する事務に掲げるもののほか、管轄区域内の社会保険事務所の事務についての指導監督に関すること。

## (総務課)

**第二百九十三条の二十一** 総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。

三 公印を制定し、管守すること。

四 地方社会保険事務局及びその管轄区域内の社会保険事務所の内部組織及び職員の定員に関すること。

## (年金部業務課)

**第二百九十三条の二十一** 総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。

三 公印を制定し、管守すること。

四 地方社会保険事務局及びその管轄区域内の社会保険事務所の内部組織及び職員の定員に関すること。

## (年金部年金調整課)

**第二百九十三条の二十一** 総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。

三 公印を制定し、管守すること。

四 地方社会保険事務局及びその管轄区域内の社会保険事務所の内部組織及び職員の定員に関すること。

## (年金部年金調整課)

**第二百九十三条の二十一** 総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。

三 公印を制定し、管守すること。

四 地方社会保険事務局及びその管轄区域内の社会保険事務所の内部組織及び職員の定員に関すること。

## (年金部年金調整課)

**第二百九十三条の二十一** 総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。

三 公印を制定し、管守すること。

四 地方社会保険事務局及びその管轄区域内の社会保険事務所の内部組織及び職員の定員に関すること。

## (年金部年金調整課)

**第二百九十三条の二十一** 総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。

三 公印を制定し、管守すること。

四 地方社会保険事務局及びその管轄区域内の社会保険事務所の内部組織及び職員の定員に関すること。

## (年金部年金調整課)

**第二百九十三条の二十一** 総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。

三 公印を制定し、管守すること。

四 地方社会保険事務局及びその管轄区域内の社会保険事務所の内部組織及び職員の定員に関すること。

## (年金部年金調整課)

十 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び老人保健法の施行に關し、医療に關する監督（地方社会保険事務局長の権限に屬するものに限る。）を行うこと。

十一 保険医療機関、保険薬局、特定承認保険医療機関、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他の医療保険事業の療養担当者に対する指導監督（老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護にに関する指導監督の実施を含む。）に関すること。

十二 保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し、特定承認保険医療機関の承認及び承認の取消し、保険医及び保険薬剤師の登録及び登録の取消し並びに指定訪問看護事業者の指定及び指定の取消しに関すること。

十三 地方社会保険医療協議会に関すること。

（年金課）

第二百九十三条の二十三 年金課においては、次の事務をつかさどる。

一 厚生年金保険事業を行うこと。（ただし、保険課の主管に属するものを除く。）

二 国民年金事業を行うこと。

三 市町村が処理する国民年金事業の実施に関する事務についての指導監督に関する事務

四 前二号に規定する事務に關し、管轄区域内の社会保険事務所の事務についての指導監督に関する事務

五 昭和六十年改正法附則第三十二条第三項において準用する国民年金法第六十条に規定する給付を受ける権利の裁定（老齢福祉年金に係るものに限る。）に関する事務

六 厚生年金基金及び国民年金基金の指導監督に関する事務

七 農業者年金基金法第二十条第一項の規定による委託を受けた者の指導監督に関する事務

（運営課）

第二百九十三条の二十四 運営課においては、前二条に規定する事務をつかさどる。

（年金室）

第二百九十三条の二十五 年金室においては、第二百九十三条の一一二に規定する事務をつかさどる。

年金室に、年金室長を置く。

年金室長は、上司の命を受けて、年金室の事務を掌理する。

（事務所）

第二百九十三条の二十六 第二百九十三条の十第七項に規定する事務所においては、次条第一項に規定する事務をつかさどる。

（社会保険事務所の名称、位置及び管轄区域）

第二百九十三条の二十七 社会保険事務所の名称及び位置は、別表第八（名称に括弧を付けている項に係る部分を除く。）の第一欄及び第二欄のとおりとする。

2 社会保険事務所の管轄区域は、次の各号に掲げる事務の区分に従い、当該各号に掲げる区域とする。

一 次に掲げる事務 別表第八の第三欄に掲げる区域

イ 健康保険法の施行に關する事務（政府の管掌する健康保険事業に係るものに限る。以下同じ。）

（第四号イに掲げるものを除く。）

ロ 厚生年金保険法の施行に關する事務（次号ハに掲げるものを除く。）

ハ 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の施行に關する事務（次号ニに掲げるものを除く。）

（国民年金法の施行に關する事務のうち、同法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者のものに係るもの及び厚生年金保険法による年金たる保険給付の受給権を有する者に係るもの（次号ニに掲げるものを除く。）

本 国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）の施行に關する事務のうち、厚生年金保険法による年金たる保険給付の受給権を有していた者に係るもの（次号ニに掲げるものを除く。）

二 次に掲げる事務 別表第八の第四欄に掲げる区域

イ 船員保険法の施行に關する事務（第四号ロに掲げるものを除く。）

ロ 船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の施行に關する事務

ハ 厚生年金保険法の施行に關する事務のうち、同法第六条第一項第三号に規定する船舶に使用される被保険者（以下この号において「船員被保険者」という。）又は船員被保険者であつた者がかつて使用されていた船舶所有者の住所地を管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下この号において「社会保険事務所長等」という。）を経由して提出することとされた請求書、申請書及び届書に係るもの、脱退手当金の裁定に関する事務については最後に被保険者

の二第二項から第四項まで及び第五項ただし書の規定により当該船員被保険者であつた者がかつて使用されていた船舶所有者の住所地を管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下この号において「船員被保険者」）（昭和六年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（以下この号において「旧船員保険法」という。）の被保険者であつた者を含む。以下同じ。）に係るもの（年金たる保険給付に關する事務については厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第八十一条の二第二項から第四項まで及び第五項ただし書の規定により当該船員被保険者であつた者がか

つて使用されていた船舶所有者の住所地を管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下この号において「社会保険事務所長等」という。）を経由して提出することとされた請求書、申請書及び届書に係るもの、脱退手当金の裁定に関する事務については最後に被保険者

の資格を喪失したときに船員被保険者であつた者に係るものに限る。）

二 厚生保険特別会計法の施行に關する事務のうち、船員被保険者又は船員被保険者であつた者に係るもの（脱退手当金の支払に關する事務のうち、最後に被保険者の資格を喪失したときに船員被保険者であつた者以外の者に係るもの及び昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給することとされた旧船員保険法による年金たる保険給付以外の年金たる保険給付に係る債権の管理に關するもの）を除き、児童手当法の規定による拠出金の徴収に係る事務のうち、厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶所有者からの拠出金の徴収に係るもの）を含む。）

ホ 国民年金法の施行に關する事務のうち、船員被保険者である第二号被保険者に係るもの及び船員被保険者である第二号被保険者であつた者に係るもの（年金たる給付に關する事務については、国民年金法第十六条に規定する給付を受ける権利の裁定に関する事務（国民年金法施行令第一条第一項第一号から第三号まで及び第一条の二第四号に規定する給付を受ける権利の裁定に関する事務を除く。）のうち、国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第十一条の二、第三十一条の二及び第四十条の二の規定により当該被保険者であつた者がかつて使用されていた船舶所有者の住所地を管轄する社会保険事務所長等が行うこととされたものに限定する事務をつかさどる。

本 国民年金法の施行に關する事務のうち、船員被保険者である第二号被保険者に係るもの及び船員被保険者である第二号被保険者であつた者に係るもの（年金たる給付に關する事務については、国民年金法第十六条に規定する給付を受ける権利の裁定に関する事務（国民年金法施行令第一条第一項第一号から第三号まで及び第一条の二第四号に規定する給付を受ける権利の裁定に関する事務を除く。）のうち、国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第十一条の二、第三十一条の二及び第四十条の二の規定により当該被保険者であつた者がかつて使用されていた船舶所有者の住所地を管轄する社会保険事務所長等が行うこととされたものに限定する事務をつかさどる。）

三 次に掲げる事務 別表第八の第五欄に掲げる区域

イ 国民年金特別会計法の施行に關する事務（第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ 次に掲げる事務 別表第八の第六欄に掲げる区域

イ 健康保険法の施行に關する事務のうち、療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給に關する費用の請求の審査に関するもの

ロ 船員保険法の施行に關する事務のうち、療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給に關する費用の請求の審査に関するもの

（社会保険事務所の内部組織）

第二百九十三条の二十八 社会保険事務所の内部組織については、社会保険事務所ごとに局長が社会

保険事務所の内部組織に改められた。第二百九十四条中「及び社会保険大学校」を「社会保険大学校及び地方社会保険事務局」に改めた。